

三職信と借入れで
お付き合い始めませんか!!

【はじめて応援ローン】

はじめて[♡]ちゃん

【固定金利】
年

2.15%

三職信で借入を初めて利用される方が対象の限定商品です。

- ☑ 融資手続きは迅速!
- ☑ 返済は給与控除で安心
- ☑ 保証料・手数料なし

ご要望があれば**職場**にお伺いします!!
まずはお気軽にお問い合わせください

資金用途	多目的（見積書等でお支払い金額が確認できる費用・借換不可）
借入金額	10万円～300万円以内
返済期間	5年以内（固定）

※退職時には残額一括返済となります。※組合員の皆さまへの利益還元として、1年間にお支払いいただいた貸付金利息に対し利用分量配当をお支払いしています。（前年度：貸付金利息 100円につき5円の割合）
※返済額につきましては、店頭にて試算いたします。（お電話でも承ります。）

さらに配当金で
利息の一部を
還元!!

令和8年4月1日現在

窓口及びホームページに商品説明書を
ご用意しております

PC、スマホでのアクセスはこちらから

三重県職員信用組合

三職信

検索

<https://www.sansyokushin.shinkumi.jp/>



TEL : 059-228-5205
融資課直通 : 059-213-6240

はじめて応援ローンお借入までの手順

1

- 初めてお取引いただく場合は組合員になっていただきます。
- 必要書類をご準備いただきます。(※)

2

- お申込み⇒審査(約1週間)⇒お振込み(お申込人名義の口座に印紙代を差引いてお振込みいたします)

【必要書類】※

- 直近の給与個人別明細書
- 契約書又は見積書等
- マイナンバーカード又は免許証等
- 届出印

【記入できるようご準備ください】

- お振込み先(ご本人名義に限ります)
- 当組合以外のお借入状況

三重県職員信用組合 はじめて応援ローン(はじめてちゃん) ご案内

令和8年4月1日現在

商品名	はじめて応援ローン (はじめてちゃん)
ご利用いただける方	下記のすべての条件に該当する個人の方に限ります。 ① 当組合の組合員である方 (借入申込と同時加入可) ② 常時勤務する職員で、原則、給与控除及び賞与控除による返済が可能な方 ③ 申込時満20歳以上の方 ④ 当組合でお借入を初めて利用される方
資金使途	見積書等で資金使途が確認できる費用 (借換を除く)
借入金額	10万円以上 300万円以下 (1万円単位)
返済期間 (注1) 借入金利	○ 5年以内 (固定金利) ○ 借入金利は店頭又は当組合ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。 ○ 借入金利は実際にお借入れいただく日の金利が適用されます。
返済方法	○ 給与返済、賞与返済、賞与併用返済から選択できます。 ○ ご返済は給与控除・賞与控除になります。 ○ 元利均等返済になります。
担保	原則不要
保証人	当組合におけるフリーローン、不動産担保を徴した貸付金、連帯保証人を付した貸付金を除いた総貸付金額 (今回申込分を含む) が下記①、②、③以下の場合には、連帯保証人は不要です。 ① 条件付き採用期間の場合は100万円 ② 勤続年数3年未満の場合は300万円 ③ 勤続年数3年以上の場合は500万円 ※ 当組合が必要と認めたときにはこの限りではありません。 ※ 連帯保証人になれる方は、制限行為能力者を除いた、当組合が保証能力を有する者と認めた方とします。
保証料・事務手数料	不要
費用	印紙代が別途必要となります。
期限前返済	全額繰上返済・一部繰上返済とも可 (元金30万円以上で当組合指定日、手数料不要)
必要書類	(1) 給与及びご本人確認書類 ① 給与個人別明細書 ② マイナンバーカード、運転免許証等 ※ 原本確認のうえ、写しをとらせていただきます。 (2) 資金使途確認資料 ① 契約書及び見積書等 (写) ※ なお、必要に応じて上記以外の追加書類をいただくこともありますので、ご了承ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記の窓口をご利用ください。 【窓口：三重県職員信用組合】 059-228-5205</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付日 月曜日～金曜日 (祝日及び当組合の休業日は除く) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 <p>なお、苦情等対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.sansyokushin.shinkumi.jp</p> <p>・ 紛争解決措置 愛知県弁護士会 紛争解決センター (電話：052-203-1777) 愛知県弁護士会 西三河支部 紛争解決センター (電話：0564-54-9449)</p>

	<p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の三重県職員信用組合又は下記窓口までお申し出ください。</p> <p>【窓口：（一社）東海信用組合協会 東海地区しんくみ苦情等相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付日 月曜日 ～ 金曜日（祝日及び協会の休業日は除く） ・ 受付時間 午前9時 ～ 正午12時、午後1時 ～ 午後4時30分 ・ 電話 052-451-2110 ・ 住所 〒453-0015 名古屋市中村区椿町3-21 <p>【窓口：（一社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付日 月曜日 ～ 金曜日（祝日及び協会の休業日は除く） ・ 受付時間 午前9時 ～ 午後5時 ・ 電話 03-3567-2456 ・ 住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）
--	--

（注1）再任用の方の返済期間は任期満了日までとなります。

- ※ お申込に際しては、当組合による事前審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 退職金支給時には、当組合における借入金全額について一括でご精算いただきます。
- ※ 住所・氏名・電話番号など、変更があった場合は、手続きが必要となります。
- ※ 返済額についてなど、ご不明な点がございましたら、融資課までお問い合わせください。

三重県職員信用組合 融資課

Tel（代表）	059（228）5205
（融資課直通）	059（213）6240
Fax	059（228）3700